

きよかわ



村の鳥 ウグイス

議会だより

第204号
令和7年6月1日

議員決!!



清川村マスコットキャラクター
「きよりゅん」

清川村議会HP



新しい議会議員の構成
(関連ページは⑮ページ。
写真は議席番号順)

3月定例会

第1回臨時会

第2回臨時会

■ 3月定例会議案審議の結果	②～③
■ 条例制定・条例改正	④
■ 令和7年度(一般会計・特別会計・公営企業会計)当初予算	⑤～⑩
■ 条例改正(議員提出)・意見書、陳情	⑪
■ 一般質問	⑫～⑮
■ 第1回臨時会議案審議の結果・令和6年度(一般会計)補正予算	⑮
■ 第2回臨時会議案審議の結果・人事案件	⑮～⑯
■ 愛甲郡町村議会議長会「議員研修会」、議員活動報告	⑲

3 月 定 例 会

3月5日から21日までの17日間を会期として開かれました

3月定例会では、「村長施政方針」の表明および議員からの一般質問のほか、条例制定および条例改正、令和7年度当初予算、令和6年度補正予算、意見書、陳情について審議しました。

議案審議の結果

提出	議決日	件 名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	山本雅彦	城所英樹	藤田義友
村長	3月21日	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月5日	清川村企業版ふるさと納税基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		基金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月21日	清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月5日	清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月13日	令和7年度清川村一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和7年度清川村国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	山本雅彦	城所英樹	藤田義友
村長	3月13日	令和7年度清川村介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和7年度清川村後期高齢者医療事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和7年度清川村簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和7年度清川村公共下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
	3月21日	令和6年度清川村一般会計補正予算（第6号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和6年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和6年度清川村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和6年度清川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
		令和6年度清川村公共下水道事業会計補正予算（第3号）	可決	○	○	○	○	○	○	○
議員	3月21日	清川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○
		訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	可決	○	●	●	●	○	○	○
		選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について	可決	○	●	●	●	○	○	○
陳情		「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	不採択	○	●	●	●	●	●	○
		訪問介護報酬引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見書提出の陳情	採択	○	●	●	●	○	○	○
		選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を国に提出することを要望する陳情書	採択	○	●	●	●	○	○	○

※細野洋一議長は、採決に加わりません。「○」は賛成、「●」は反対、「欠」は欠席を表します。

条例制定・条例改正

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

基金の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

清川村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役および禁固が新たに拘禁刑として単一化されることなどに伴い、関係条例を整理して改正するため制定するものです。

特定目的基金の設置目的が達成された基金や設置目的が類似する基金を整理するため、関係条例について統合および廃止することから制定するものです。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、改正するものです。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額および軽減判定所得の引き上げにより、村国民健康保険条例も同様の措置を講じるため改正するものです。

消防団員等公務災害補償等共済基金などが村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、「35年以上」を追加するため改正するものです。

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

清川村企業版ふるさと納税基金条例の制定について

清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

清川村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

清川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連して寄附された企業版ふるさと納税を活用目的とした基金を設置するため制定するものです。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、改正するものです。

刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役および禁固が新たに拘禁刑として単一化されることなどに伴う改正および人事院勧告に伴う扶養手当などについて改正するものです。

給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い改正するものです。

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決



地域の防災リーダー、消防団員の処遇を改善

議会会議録がホームページからご覧になれます。

- 会議録検索システムでは、平成19年3月からの本会議の会議録が閲覧・検索できます。
- 本会議の日程や議案審議、一般質問の質疑応答などがご覧いただけます。

清川村トップページ



清川村議会



会議録

からお入りください。

清川村HPアドレス <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp> または、清川村議会会議録検索システム

検索

令和7年度一般会計予算

令和7年度清川村一般会計の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ28億7911万9千円で、前年度と比較して2億9491万9千円、11.4%の増となりました。

歳入の根幹となる村税は、年金所得者などの増加に伴う個人村民税の増収があるものの、国有資産等所在市町村交付金の減収などにより、前年度と比較して0.7%の減を見込んでいます。

全国的な人口減少や少子高齢化に加え、東京一極集中による人口流出のありを受けて村の人口も減少傾向にある中、村民が望む村の姿である「自然との共生」と「水源としての責務」を全うする一方で、村に関わりのある誰もがこの地域に愛着を持ち、あたたかみのある地域を目指し、村の活力を維持・促進し

ていく取り組みが、今まさに求められています。

令和7年度予算については、村の将来像である「水と緑あふれる心のあるさと」を目指し、6つの基本目標により構成する第4次総合計画・前期基本計画に基づいて、事業の目的や効果を十分に精査したうえで、新たな取り組みや既存事業の見直しなど、所要財源の確保を図りながら編成しました。

少子化の危機的な状況を鑑み、切れ目のないきめ細かな子育て支援体制を構築するため、新たに1カ月児個別健診の費用助成や5歳児集団健診を実施することで、出生数の増加と人口構造の改善を目指します。

また、産業面では販売価格の低下や後継者不足などにより減退傾向にある茶業について、昨年度

から製作しています「KEYOKAWA CHABACCチャバカCO」を継続して販売するほか、総務省の地域おこし協力隊制度を活用してその継続と活性化を図り、新たに企業版ふるさと納税制度の活用を開始します。

さらに、能登半島に甚大な被害をもたらした地震災害などを教訓に、さらなる防災・減災対策として、役場駐車場への災害用防災トイレの設置や観光客にも配慮した食糧の備蓄に取り組むと共に、高齢者を中心とした感染症対策、健康増進対策など「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川村」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組みます。

観光客にも配慮した食糧の備蓄に取り組むと共に、高齢者を中心とした感染症対策、健康増進対策など「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、夢と希望に満ちた清川村」の実現に向けて、持続可能な村づくりに取り組みます。

また、産業面では販売価格の低下や後継者不足などにより減退傾向にある茶業について、昨年度

全員賛成で可決

主な質疑

問 食育推進型地域活性化事業で、郷土料理の再現や野菜レシピの開発、手作りのおやつ

の普及、食育での活用を伺います。

答 令和7年度から第3期清川村食育推進計画・健康増進計画の計画期間となります。本計画には4つのプログラムがあり、その中にも野菜の摂取、簡単手作りおやつ

の勧めがあります。前年度から地域活性化起業人制度を活用し派遣された栄養士が、道の駅清川の旬の野菜を使ったレシピを開発し、住民の皆さんには野菜の積極的な摂取を図ると共に、簡単手作りおやつに關しても、旬の野菜を使ったおやつを食べることで、小さな頃から村の野菜に慣れ親しむ環境を育むことを目指していると考えています。

前年度から地域活性化起業人制度を活用し派遣された栄養士が、道の駅清川の旬の野菜を使ったレシピを開発し、住民の皆さんには野菜の積極的な摂取を図ると共に、簡単手作りおやつに關しても、旬の野菜を使ったおやつを食べることで、小さな頃から村の野菜に慣れ親しむ環境を育むことを目指していると考えています。

問 心の健康づくり事業で、若年層対策として児童や生徒など自殺ハ

イリスク者や携わる教育現場担当者への相談体制の強化とあるが、具体的な強化策を伺います。

答 若年層対策では、前年度までは中学生にRAMPSラムプスで子どもの自殺リスクと精神不調の見

過ごしを防ぐためのツールを使い、心の健康状況を把握していました。令和7年度からは、かがわサポートドックを中心に全生徒を対象としたアンケートを実施し、抱えているさまざまな不安や悩みを把握し、その解決に向け、教職員、専門職、行政機関が連携して取組を進めることになったため、新たに臨床心理士や医師への相談ができるように予算を措置しました。

前年度までは中学生にRAMPSで子どもの自殺リスクと精神不調の見過ごしを防ぐためのツールを使い、心の健康状況を把握していました。令和7年度からは、かがわサポートドックを中心に全生徒を対象としたアンケートを実施し、抱えているさまざまな不安や悩みを把握し、その解決に向け、教職員、専門職、行政機関が連携して取組を進めることになったため、新たに臨床心理士や医師への相談ができるように予算を措置しました。

問 清川村男女共同参画基本計画で、どのような課題を踏まえて第2次計画を策定するのか伺います。

答 令和2年度に計画を策定し、4年が経過します。計画期間の間、例えば女性活躍推進法の改正施行をはじめ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など、関係法令が施行されました。これら関係法令では、市町村における基本的な計画の策定は努力義務ですが、第2次計画の策定に当たり、国の第5次計画および県のかながわ男女共同参画推進プランなどとも整合性を図りながら、関係法令における基本的な計画を踏まえて策定します。

令和2年度に計画を策定し、4年が経過します。計画期間の間、例えば女性活躍推進法の改正施行をはじめ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律など、関係法令が施行されました。これら関係法令では、市町村における基本的な計画の策定は努力義務ですが、第2次計画の策定に当たり、国の第5次計画および県のかながわ男女共同参画推進プランなどとも整合性を図りながら、関係法令における基本的な計画を踏まえて策定します。

主な質疑

問 財政計画や公共施設等総合管理計画、個別施設計画の見直しについて方針を伺います。

答 長期的な財政の見直しを示す財政計画は、第3次総合計画・後期基本計画の最終年度の前年度に見直しました。国有資産等所在市町村交付金などの減少が見込まれる中、インフラ施設の改良・修繕など歳出の増加などを理由に財政の硬直化が懸念されるものの施設など全体量の最適化や新たな財源確保、適切な受益者負担の徴収、国庫支出金の活用などにより健全な財政運営を継続することを見直しの中で示しています。なお、幼小中一貫校整備事業などの進捗、税制の改正、社会情勢の変化などに応じても、適宜見直していきます。

問 住民主導の活動を活発化させるための取組について伺います。

答 今年度から地域コミュニティ活性化事業を開始しています。前年度事業では、第4次総合計画策定の際に、ワークショップに参加した委員を中心に、昨年11月に懇談会を開催しました。

当日は、委員から村づくりに必要な要点や、参加者からコミュニティ団体への参加の希望なども確認しました。

令和7年度の取組としては、懇談会に参加した住民に対し村行事に参加するよう案内しています。結果を踏まえ、本来の事業目的となる世代を超えた仲間づくり、担い手の発掘、コミュニティ相互の連携強化につなげていきます。

問 住民参加を要請する審議会などの検討委員会があるが、会議回数1回が多く、会議での意見に対し村が明答する取組を配慮すると最低でも2回以上の会議が必要と考えるがいかがか。

答 行政改革推進委員会、総合計画審議会、まち・ひと・しごと創生推進会議を所管しているが、令和7年度に関して、開催予定は現段階で1回を予定しています。行政改革推進委員会では、第6次実施計画の進化管理を、総合計画審議会では第4次総合計画・前期基本計画の進化管理を、まち・ひと・しごと創生推進会議では、第3期総合戦略の進化管理を想定しています。各会議では、目的がない限りは原則1回としています。

問 宮ヶ瀬湖面利用について、フィッシングの可能性を検討しているが、その今後の進め方について伺います。

答 調査は、国の協力を受け、県、相模原市愛川町、本村で費用を負担し宮ヶ瀬湖周辺振興財団が事務局となり進めています。

前年度では、地域の意向や既存湖面利用者、関係機関の意見、湖面などの許認可権者の整理。宮ヶ瀬湖を訪れる方などのニーズ調査。宮ヶ瀬湖の地形や水位変動に対応するための技術面、コスト面の検討。宮ヶ瀬ダムの水質保全などのための環境や社会配慮など。フィッシング利用の方法や魚種といった種別に応じた事業の継続性を検討しました。

問 選挙に関する品位や誹謗中傷、SNS関係の課題などどのような啓発をしているのか伺います。

答 選挙啓発について、公職選挙法で常時啓発と選挙時啓発が義務付けられています。村は、選挙管理委員会として啓発に関することを規定しています。常時啓発では有権者が選挙制度を正しく理解し政治や選挙に関心を持ち投票を参加促進するための啓発として常時啓発しています。選挙時啓発では、選挙の投票の方法などを周知するほか、選挙が公明かつ適正になるよう選挙違反のない明るい選挙を推進するために啓発しています。国では現在、品位の保持に関して公職選挙法改正法案が審議されています。

問 今年度も離職や休職を理由に厳しい職員体制でしたが、今後の取組について伺います。

答 令和7年度の予算編成では、一般職の職員数は、特別会計などを含め、73人を見込んでいます。現職員数は68人で、令和7年4月新採用が4人を予定しています。

働き方改革の中での職場での働きやすい環境づくりについては、職員研修などを通じ、職員の資質向上や能力開発などを図ります。

また、事業の見直しによる効率化や業務の適正な役割分担を推進していくことなど、より働きやすい環境づくりを進めていくと共に、職員の意見や意向を積極的に取り入れ、職場環境の改善に努めていきます。

主な質疑

問 現状、保健師は非常に事務量が多いようですが、地域に出る活動が担保されることも重要と考えます。保健師らの働き方の状況について考え方を伺います。

答 保健師は正規職員3人、県派遣職員1人、会計年度任用職員1人の5人体制です。人口と比較した割合は、県内でも上位となります。

保健師は、母子から高齢者まで全年齢にわたる住民の健康づくりを推進するため、各種事業の企画や計画策定、健診、予防業務、個別相談業務、ケース対応など多岐にわたる役割を担っています。保健師が行政職を兼ねており、村の施策や予算を踏まえ、住民の健康づくりに係る取組ができています。

問 人手不足や物価高騰もあり、今後、他校との連携や他自治体と連携した行事の実施を検討すべきと考えるがいかが。

答 文部科学省の学習指導要領で、一部は特別活動の中での学校行事と位置付けられる行事もあり、目的や教育的意義などは、各校で定めるものとされています。村内の学校では、各方面からの協力を得て少人数でも行事が実施できるよう配慮しているため、現段階では、合同行事は検討していません。



問 幼小中一貫校設置推進事業では、土地鑑定費用などが計上されています。拙速に進めることなく、財政的データなどを整え、情報が開示され意見聴取し慎重な進行が必要ですが、進め方やスケジュールなどを伺います。

答 一貫校設置推進事業では現在、役場内で検討委員会を立ち上げ、基本計画案をまとめています。この計画案により、5月頃を目途にパブリックコメントを実施し、住民の意見を伺ったうえで、7月頃を目標に計画をまとめます。

また、委託業務発注時期は、高騰などの影響を受け建設経費が膨らむ要因となるため、早い時期に発注したいと考えています。

問 体育館への冷暖房設置の要望が住民からある中、一貫校の事業完了は先になることもある現状、今の子ども健康を守るため、国の補助金を活用し設置を検討すべきと考えるがいかが。

答 暖房設備は大型ストーブが各校に配置されています。冷房設備も県内では村が早い段階で、令和5年に大型冷風機を配置しています。

また、現在策定中の一貫校の計画の中で、児童・生徒の熱中症対策や、避難所となった場合の体育館に避難される住民の体調不良を防ぐためには、エアコンなど強力な冷暖房設備も必要と考えています。

国の補助制度などを活用して、有意な整備を検討していきます。

問 令和7年度当初予算編成に当たり、考えを伺います。

答 予算決算会計規則の規定に基づき方針を定め、編成しています。

令和7年度では、村政の基本指針である第4次清川村総合計画基本構想「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向け、前期基本計画に示した施策の基本方針に基づく事業を基本とし、将来に必要な社会基盤整備の経費、社会保障関係経費の上昇、防災・減災対策に係る経費などが増す中、財源を有効に活用するため、主要な施策においても、費用対効果の把握や必要なサービスを極め、スクラップアンドビルド方式を徹底し、質の高いサービスを提供できるよう編成しました。

問 物価高騰や人件費の上昇で、義務的経費拡大が懸念される。投資的な経費とのバランスは取れているのか伺います。

答 義務的経費のうち人件費は給与水準の引き上げで前年度比増となります。公債費は、令和3年度の臨時財政対策債の元金償還が開始することから増となります。ただし、これらは普通交付税で補填し、一方の投資的経費は、村道改良工事などの普通建設事業費を補助金などを活用しています。他市町と比較しても、義務的経費の割合を低く抑えています。



主な質疑

問 ふれあいセンター

別所の湯の予算根拠と前年度に実施した料金改定後の運営状況について伺います。

答 歳入は、前年度

に新設した浴場使用料の90分区分の利用増により、前年度当初予算額と比較し微増を見込んでいます。歳出は、人件費や物価高騰、施設の老朽化に伴う修繕費などが増額する見込みです。前年度に改定した利用料金区分の新設により、利用者は増の見込みですが、客単価の減少により歳入決算額は減少を見込んでいます。

問 道の駅清川管理

運営事業について、前年度の売上や利用者数を踏まえ、令和7年度の取組などを伺います。

答 前年度の売上は

2月末までの実績で前年度比約19%増です。利用者数は前年度比約8%増です。現在、売上と利用者数共に過去最大規模となっています。道の駅清川の指定管理者（株）アグリメディアは、平成30年度から道の駅の運営管理に従事し、前年度で7年目となりますが、経営状況は上昇傾向にあり、指定管理1年目と比較すると約2倍の売上です。令和7年度は、引き続き村内事業者と連携し、オリジナル商品の創出やふるさと納税の活用をさらに図ることで、売上の増額に努めていきます。

問 道の駅の指定管

理の期間は、令和7年度までだが、令和8年度以降の指定管理はいかがか。

答 平成27年に開駅

されて以降、これまで村森林組合と（株）アグリメディアが指定管理者を務めています。現在の指定管理期間は令和7年度までとなります。次期指定管理期間に向けた指定管理者選考などの検討準備が必要となります。このため、新規指定管理者の選考などに関するスケジュールは、現時点では、本年6月頃に指定管理者募集要項の制定、7月から8月の夏頃まで指定管理者募集、9月から10月に指定管理者選定委員会の開催を予定し、現時点では、12月議会で次期指定管理者に関する議案を提案する予定です。

問 ふるさと応援寄

附金の歳入予算額で、前年度と比較し減額しているが、要因と今後の取組について伺います。

答 受託事業者の一

つである「さとふる」に確認したところ、米不足や物価高騰の影響で、返礼品として米や日用品を扱う自治体に寄附金が集中しているほか、被災地の自治体への寄附が多い傾向にあり、生活用品など返礼品が少ない自治体は、寄附金額が減少し、このことが減額の要因と考えています。

問 魅力創出型地域

活性化事業および企業版ふるさと納税基金費について、前年度7月から民間企業の人材を活用し、企業版ふるさと納税などの取組をしているが、現況および令和7年度の取組について伺います。

答 魅力創出型地域

活性化事業では、民間企業から派遣職員を受け、企業版ふるさと納税の推進や企業誘導、既存観光資源の効果的活用などについて分析などの業務に取り組んでいます。

今後は、申請中とはなっていますが、企業版ふるさと納税に関する地域再生計画承認後の令和7年度から、正式に各種企業に対して村への企業版ふるさと納税を通じた連携について、事業説明を開始していきます。

問 新規事業として、

プロモーション動画などの制作に必要な機材購入の予算計上がされているが、活用の考えを伺います。

答 観光動画や移住

促進用動画などを企業に業務委託してきましたが、昨今、SNSの普及が幅広い世代に拡大、また、観光情報や地域イベント情報など、情報入手に変化があり、最新の情報を短時間で入手する手法が広まっています。このため、村でも、情報の受け手である観光客などに最新の情報を発信するため、職員の編集による機材を購入するものです。ホームページなどを活用し、YouTubeやInstagram、Xなどで周知を図っていきます。



ふれあいセンター別所の湯



主な質疑

令和7年度特別会計予算

問 放課後児童クラブは、4月から清川幼稚園に移設になります。県道の横断に対する対策について伺います。

答 子どもたちが慣れるまでの期間は、クラブ支援員および職員が見守り活動を行うほか、学校には集団下校の依頼、煤ヶ谷駐在勤務員には協力を依頼し、安全に横断できるよう努めると共に、家庭でも横断歩道の渡り方を教えていただくようお願いしていきます。

問 福祉給食サービスは週1回とありますが、回数を増やしてほしいといった要望はあるのか伺います。

答 高齢者見守り事業で実施している配食サービスは、村内10カ所で展開されている地域サロンの活動や郵便局との協定による見守りなど、以前に比べて見守りの目も多くなっていることから前年度から水・金曜に実施していたサービスを水曜のみと改めた経緯があります。利用者からは、回数の増といった希望は今のところありません。

国民健康保険事業

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ3億9886万1千円で、前年度と比較して2452万円、6.6%の増となりました。主に保険給付費および国民健康保険事業費納付金の増額によるものです。

本年度の予算編成に当たっての加入者（一般被保険者）は676人を見込みました。

また、令和2年度から少子化対策および子育て支援策の一環として、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもに係る均等割額を免除する軽減措置を実施しています。

介護保険事業

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ3億5493万1千円で、前年度と比較して400万2千円、1.1%の増となりました。介護給付費の財源は、第1・2号被保険者保険料が医療保険と併せて納付した保険料により社会保険診療報酬

支払基金からの交付金で、おおむね50%を負担し、国・県・村が公費として50%の負担で構成されています。また、地域支援事業費の財源は、介護予防・生活支援サービス事業および一般介護予防事業は介護給付費同様ですが、包括的支援事業・任意事業は第1号被保険者保険料で23%、国・県・村の公費の77%の負担で構成されています。

後期高齢者医療事業

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ9851万円で、前年度と比較して475万5千円、5.1%の増となりました。この要因の主なものは、保険料、療養給付費等定率負担金の増に伴い、県後期高齢者医療広域連合への納付金が増額となったことによるものです。

事業の運営主体は、県下全市町村が加入する広域連合で、村は、広域連合が決定した賦課保険料の徴収と各種届出書の受付などの事務を担っています。

なお、広域連合では被保険者数を神奈川県全体で136万3千663人、うち清川村分は576人を見込んでいます。



現在のクラブ居室。4月から幼稚園内に



全員賛成で可決

全員賛成で可決

全員賛成で可決

議会や議会だよりに対する皆さまの声をお聞かせください。

議会では、開かれた議会づくりに取り組んでいます。また、議会だよりでは、より一層分かりやすく親しみやすい紙面づくりを目指していきます。皆さまのご感想やご意見・ご要望など、お気軽にお寄せください。

【あて先】〒243-0195 愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 清川村議会事務局

【FAX】046-288-1767 【メール】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

または、お近くの村議会議員までお願いします。



令和7年度会計別当初予算の概要

(単位:千円・%)

会 計 名		令和7年度	令和6年度	比 較 増 減	増 減 率
一 般 会 計		2,879,119	2,584,200	294,919	11.4
特別会計	国民健康保険事業特別会計	398,891	374,341	24,550	6.6
	介護保険事業特別会計	354,931	350,929	4,002	1.1
	後期高齢者医療事業特別会計	98,510	93,755	4,755	5.1
	計	852,332	819,025	33,307	4.1
企業会計	簡 易 水 道 事 業 会 計	218,891	242,779	△23,888	△9.8
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	602,900	726,726	△123,826	△17.0
	計	821,791	969,505	△147,714	△15.2
合 計		4,553,242	4,372,730	180,512	4.1

令和7年度公営企業会計予算

簡易水道事業

1. 給 水 栓 数	1,332 栓
2. 年 間 総 給 水 量	575,693 m ³
3. 1 日 平 均 給 水 量	1,632 m ³
4. 主 な 建 設 改 良 事 業	50,347 千円
・建設改良費	50,347 千円
5. 事 業 費 総 括	
収益的収入および支出	
・簡易水道事業収益	179,104 千円
・簡易水道事業費用	164,915 千円
資本的収入および支出	
・資本的収入	0 千円
・資本的支出	53,976 千円
・差引不足額	53,976 千円の補てん財源
内 訳	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,577 千円
	引継金 6,169 千円
	過年度分損益勘定留保資金 28,664 千円
	当年度分損益勘定留保資金 14,566 千円

全員賛成で可決

公共下水道事業

1. 処 理 区 域 面 積	91.3 ha
2. 年 間 総 処 理 水 量	363,338 m ³
3. 1 日 平 均 処 理 水 量	995 m ³
4. 主 な 建 設 改 良 事 業	166,546 千円
・建設改良費	166,546 千円
5. 事 業 費 総 括	
収益的収入および支出	
・下水道事業収益	363,782 千円
・下水道事業費用	362,413 千円
資本的収入および支出	
・資本的収入	184,388 千円
・資本的支出	240,487 千円
・差引不足額	56,099 千円の補てん財源
内 訳	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,921 千円
	当年度分損益勘定留保資金 50,178 千円

全員賛成で可決

条例改正（議員提出）

清川村議会の個人情報
の保護に関する条例
の一部を改正する条例
について

「情報通信技術の活用
による行政手続等に係る
関係者の利便性向上並び
に行政運営の簡素化及び
効率化を図るためのデジ
タル社会形成基本法等の
一部を改正する法律」の
施行に伴う「行政手続に
おける特定の個人を識別
するための番号の利用等
に関する法律」の改正に
対応することおよび、「刑
法等の一部を改正する法
律」の施行に伴い、懲役
を拘禁刑に改めるため、
所要の改正を行うもの
です。

全員賛成で可決



意見書

訪問介護報酬引き下げ
撤回と介護報酬引き上
げの再改定を早急に行
うことを求める意見書

提出先／内閣総理大臣、
厚生労働大臣、財務大臣、
総務大臣

訪問介護は、要介護者

およびその家族の生活を
支えるうえで欠かせない
サービスであり、現状の
ままでは在宅介護を続け
ることが困難になりかね
ない。事業所のほとんど
が地域密着の小規模事業
所で、介護報酬の引き下
げにより、事業所の多く
が経営難に直面している。
よって、介護事業者の経
営環境および職員の処遇
改善を実現し、存続させ
るため、報酬の引き上げ
を行うよう求めるため、
意見書を提出するもの
です。

賛成多数で可決

選択的夫婦別姓制度
の法制化を求める意
見書

提出先／衆議院議長、参
議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、法務大臣、内
閣府特命担当大臣（男
女共同参画）

現行法では、どちらか
が改姓しないと婚姻が成
立できない。多様性を認
める社会、男女共同参画
基本的人権の尊重の観点
から、婚姻に際してどち
らも改姓しないという選
択肢の法制化を求める声
が上がっている。

現代社会では、男女共
に生まれ持った氏名で信
用・実績・資産を築いて
から結婚を迎えるケース
も多く、改姓によるキャ
リアへの影響が指摘され
ている。また、子連れ再
婚も増加の傾向にあり、
再婚時の子どもの苗字を

めぐった困りごとも増え
ている。選択的夫婦別姓
制度は、これら問題を解
決し、誰もが改姓による
不利益、苦痛を感じるこ
となく結婚・出産ができ、
老後も法的な家族として
支え合えるよう、国民一
人一人が活躍できる社会
を実現することは国の責
務でもある。

よって、国会および政
府において、こうした社
会状況を真摯に受け止
め、選択的夫婦別姓の法
制化を強く求めると共に、
関連する法整備を求める
ため、意見書を提出する
ものです。

賛成多数で採択



陳情

「最低賃金の改善と中
小企業支援の拡充を
求める意見書」の採択
を求める陳情書

陳情者／神奈川県労働組
合総連合 議長 住谷
和典

賛成少数で不採択

訪問介護報酬引き下
げ撤回と介護報酬引
き上げの再改定を早急
に行うことを国に求め
る意見書提出の陳情

陳情者／ユーコープ労働
組合 中央執行委員長
積 哲也

賛成多数で採択

選択的夫婦別姓制度
の法制化を求める意見
書を国に提出すること
を要望する陳情書

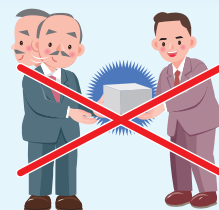
陳情者／※情報不開示

賛成多数で採択

議員や市町村長は、公職選挙法により選挙区内で次の行為は厳禁です！

- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- 祭りへの寄付や差入れ
- 見舞い、中元、歳暮、年賀
- 年賀状など時候のあいさつ状（自筆の答礼を除く）
- 本人出席以外の香典、結婚祝い など

住民の皆さんが議員に寄付を求めることも禁止されています。



一般質問 議員が 村政を問う

3月定例会では4人の議員が6項目の一般質問を行いました。

ページ	質問者	質問事項
13	小林 大介	①住民参加型予算の導入について ②スマートビレッジの実現について
14	笹原 和織	①高齢世帯の実情と今後の課題への対応について ②環境基本計画の策定の方向性について
15	細野 賢一	①犯罪被害を防ぐ安全安心な村づくりについて
16	落合 美和	①安心して暮らせる地域の実現に向けた取組みについて

※ 一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。
ここでは、質問者がまとめた原稿を基に、その内容を掲載しています。



小林 大介 議員

住民参加型予算の導入について

～ 住民による発案や子ども議会に予算枠を設ける

制度について、現段階では導入する考えはない～

小林 一定額の予算を住民の発案や住民投票で決める住民参加型予算を導入してはどうか。

村長 常日頃から村民と行政の協働と連携の村の実現を理念として、住民懇談会や村長への手紙、村内各種団体との懇談を通じて、村民皆さんの声を大切に村政に反映させる取組を実施しています。皆さんの行政への関心は、とても高い状況と認識しています。

住民参加型予算の取組は数十万人規模の自治体では大変有効な手段ですが、顔の見える関係性の深い村では、議員をはじめとした村民の皆さんと行政が互いに当事者として村政運営に当たっていただくことが大切と考えています。

また、住民投票の実施には、手続の開始から投票までの事務の煩雑化と費用の負担が見込まれます。

小林 住民にとって出した意見が「検討します」と持ち帰られた後、どのように議論されたのかが重要。できる限りそこまでの応答責任を果たすべき。

政策推進課長 いただいた意見・要望の扱いについて、その過程の全てをお知らせすることは難しいところです。

小林 子ども議会で予算の枠を設定できないか。

村長 全国では、子ども議会の提案を実施するための予算を確保している市町村もありますが、本村では予定はありません。なお、過去には村の広聴事業を主として開催していましたが、次代を担う子どもに村への関心を深めてもらうと共に、地方自治の仕組みを理解してもらおうという趣旨が大きな意味を持ち始めています。

スマートビレッジの実現について

～ 生活や活動の質を向上させるための一つの手法として、
当たり前前にデジタル技術を用いることができる地域 ～

小林 ビジョンとして村が掲げる「新たな時代を切り拓くスマートビレッジの構築」とは。

村長 役場周辺に行政や商業機能を集結させることで、利便性を向上させるコンパクトビレッジに取り組んできました。これからは、デジタル技術を活用することで、これら生活基盤にいつでも・誰でも・どこからでもアクセスが可能となります。地域の課題を解決し、生活や活動の質を向上させるための一つの手法として、当たり前前にデジタル技術を用いることができる地域がスマートビレッジの示す姿です。

小林 それを実現するための具体的な施策は。

村長 令和7年度予算では、動画研修への職員参加費やPC端末の各課局への配備、プロモーション動画制作用機材の

購入費用を計上しています。また、高齢者のデジタルデバイス解消に取り組む団体への支援継続や高齢者を対象にデジタル技術の普及に向けた取組を進めています。

小林 タブレットなど情報通信機器を戸別配布する考えはあるのか。

村長 以前、高齢者へのタブレット端末の配布事業を検討しました。独居の方の安否確認や防災情報の伝達など、その利点は確かに高いものですが、令和3年度に実施の高齢者アンケートでは、スマホやインターネットを利用しない方が約8割、そのうち、今後も利用しない方が約9割という結果であったことから導入を見送りました。一方で、村のマイナンバーカードの取得率も73.8%まで上がっており、デジタルデバイドの解消を感じています。



笹原 和織 議員

高齢世帯の実情と 今後の課題への対応について

～ 今後の強化が望まれる ～

笹原 近年の少子化対策や移住者の獲得策としての子ども子育て施策の充実に対して、高齢者世帯や年金受給者世帯への公的支援はどのように考えているのか、また、村が把握する高齢者世帯の生活実態について今後の動向を伺います。

れている皆さんの見守りのご協力の強化が欠かせません。

笹原 最終的な生活の安全網としての「成年後見制度」へのつながりなどは、どのようになっているのか伺います。

子育て健康福祉課長

村長 令和7年2月現在の住民基本台帳上では、65歳以上のみで構成される世帯は471世帯・702人となります。また、アンケートでは、年金を主体に75%の皆さんが普通以上の暮らしができていたとの回答でした。生活実態についての把握は難しいものがありますが、村民生委員児童委員を中心に随時で相談も受けており、関係機関との協力も構築しています。今後は、経済的な不安のほか独居世帯の増加や認知症など健康不安などもあり、社会からの孤立化が進むことが懸念されるため、地域に住まわ

また、村地域包括支援センターや民生委員児童委員、とくに地域で開催されているサロン活動などの強化を図り、対策を講じていきます。



「環境基本計画」の策定の方向性について

～ 具体的な策定に向けて進行中 ～

笹原 「環境基本条例」が策定され「環境基本計画」が策定中ですが、そのポイントについて伺います。

村長 昨年度から進行中でアンケートでは多くの皆さんからご回答いただき、計画策定に向けてキーワードが得られました。

笹原 その中身と計画立案の方向性を具体的に伺います。

環境上下水道課長 環境保全の取組について持続可能な生活への意識、健康意識との連動や環境活動など、また、環境保全に関する今後の取組では、地域の環境管理への協力や循環経済、環境問題の学びといった環境施策を立案するうえで重要なキーワードを発掘できました。

基本計画の体系案は、自然環境、生活環境、廃棄物、地球環境、環境学習・

協働といった5つの分野と諸項目を設定します。

例えば、「自然環境分野」に、水源の森の保全と活用、集落周辺の農地や山林の保全と活用、河川と湖の保全と活用など3つの施策項目、「生活環境分野」では大気環境の保全、水環境の保全、騒音・振動対策、化学物質などからのリスク低減といった4つの施策項目などというようになります。

笹原 鳥獣被害対策や資材置き場のごみ置き場化などに対する有効な対策として、どのように位置付けるべく考えているのか伺います。

環境上下水道課長 鳥獣被害対策から生活権を守るという視点は、計画の中で複数の側面に対処していきますが、資材置き場の問題は少なくともアンケート結果からは伺えませんでした。今後、対処が必要な案件が挙げれば対応していきます。



細野 賢一 議員

犯罪被害を防ぐ安全安心な 村づくりについて

～ 村民を被害から守り、犯罪に強い村づくりを
推進するための村の取組について ～

細野 犯罪被害を防ぐ
取組や今後の課題につい
て伺います。

村長 本村の防犯対策
の取組ですが、県道60号
と64号の厚木市と村内12
カ所に20台の防犯カメラ
を設置しているほか、L
ED化した防犯灯を村内
520カ所に設置し、犯
罪の抑止に努めています。
また、村では厚木警察
署から委任を受けました
防犯指導員と防犯協会を
組織し、厚木警察署や煤
ケ谷、宮ヶ瀬の駐在所勤
務員、NPO法人防犯パ
トロールブルーラインの

皆さんと防犯パトロール
を実施しています。

子どもへの防犯対策

は、駆け込みオーケーの
家の登録や防犯ブザーの
配付などを実施しており、
自治会長の皆さんには防
犯ベストを配布して、広
報の配布時には着用
していただき、子どもら
の安全を含め、地域の見
守り活動をお願いするな
ど、ご協力いただいてい
ます。

高齢者などへの対策と
しては、サロン活動など
での啓発活動や配食サー
ビスによる見守り、迷惑
電話防止機能付き電話機

の購入経費の一部助成を
継続して実施し、手口が
巧妙化されて後を絶たな
い特殊詐欺被害への未然
の防止対策を講じていま
す。

なお、特殊詐欺や凶悪
犯罪などの発生時には、
厚木警察署などと連携し、
防災行政無線や安全・安
心情報ネットサービスに
よるインターネット・
メールでの配信による注
意喚起や情報提供、駐在
所だよりによる各自治会
での回覧などで、村民の
安全・安心の実現に向け、
防犯対策を推進していま
す。

今後も、これまで実施
している対策を関係機関
と連携し継続すると共に、
機会のあるごとに情報提
供や啓発活動を実施し、
村民による防犯意識を高
め、地域の目を広げ、「犯
罪を起こさない」、「起こ
させない」環境づくりを
村民の皆さんと一緒に
なっており取り組めます。

細野 犯罪被害者など
への支援について、村の
考えを伺います。

村長 支援には、専門
的な知識が必要となるこ
とや住居支援や見舞金な
どの経済的な負担の軽減
なども必要となりますの
で、先進的な県内の市や
町での支援体制や施策な
どを確認しながら、また、
犯罪被害者などの支援を
目的とした特化条例の制
定なども含め、引き続き
研究・検討を進め、犯罪
被害などへの施策の充
実・推進に努めていきま
す。



防犯灯のLED化で防犯環境を改善

安心して暮らせる地域の実現 に向けた取組みについて

～ 避難所に物資は備蓄しているものの、
避難所運営マニュアルの整備、自主防災組織の充実が課題 ～



落合 美和 議員

近年の自然災害（大雪や山火事など）の甚大化を受け、村の地形的特性と南海トラフ・相模トラフ地震への懸念を背景に災害対策の重要性が増していることから、村民や観光客が安全で安心して暮らせる地域の実現が求められている。ついては、以下3点について伺います。

①宮ヶ瀬地区が孤立地区となった際の避難所運営および備蓄物資の課題について
②防災訓練参加率の向上施策の効果と今後の取組について
③避難行動要支援者への個別避難計画策定の進捗状況と課題について

村 長
①宮ヶ瀬地区の孤立時の対応は、宮ヶ瀬小・中学校が指定避難場所となっており、300人分・3日間の備蓄物資を用意しています。



避難所生活の際には、避難所運営マニュアルや

自主防災組織の整備が課題として挙げられますが、県の指針を参考に進めていく予定です。
②防災訓練の参加率の向上については、実績としては昨年の防災訓練の参加率は16%でした。村民の防災意識を向上させるためにも引き続き、自助・共助を推進するために地域に合った訓練内容を検討していきます。
③避難行動要支援者の計画策定については、支援が必要な69人のうち約20%の個別避難計画が策定済みです。

今後、優先順位を付けながら、関係機関と連携して計画を進めていきます。

落 合 個別避難計画の策定に関して進捗が遅いようですが、今後どのように計画策定を進めて目標を達成するのか伺います。



訓練で防災意識を向上（昨年の防災訓練）

子育て健康福祉課長 避難行動要支援者名簿の内容を随時に最新情報に更新し、進捗の停

滞を改善しながら計画を策定すると共に、対象者の優先順位付けとして土砂災害特別警戒区域等警戒区域に居住する方を優先的に進めます。

また、推進体制として子育て健康福祉課、村地域包括支援センター、村社会福祉協議会がそれぞれの関与者を分担し、情報を連携しながら策定作業を推進していきます。計画内容は、生活状況や緊急連絡先など細かい情報を含むため時間を必要としますが、着実に進めていきます。

総務課防災担当課長 ペット連れの避難者については、犬・猫に限らず多種類によるアレルギー・衛生面での課題もありますので、過去の事例や他市町の先進事例を含め関係団体の意見を参考に対応を考えます。

第 1 回 臨 時 会

2月18日に開催されました

「令和7年第1回臨時会」では、令和6年度一般会計補正予算を審議しました。

議案審議の結果

提出	議決日	件 名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	山本雅彦	城所英樹	藤田義友
村長	2月18日	令和6年度清川村一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○

※細野洋一議長は、採決に加わりません。「○」は賛成、「●」は反対、「欠」は欠席を表します。

令和6年度補正予算(第5号)

一般会計

既定予算額に2120万9千円を増額し、総額を27億1168万8千円としました。

主な補正は、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、食料品やエネルギー関係などの物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対する支援を目的とした、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、個人住民税非課税世帯に対して3万円かつその世帯の18歳以下の児童1人当たり2万円を加算して支給する低所得世帯支援給付金の給付や第7弾となる地域経済応援対策等商品券発行事業として、村民1人当たり3千円のきよかわ元気応援券を配布する経費



を増額補正するものです。また、歳入では、主な財源として低所得世帯支援給付金給付事業を実施するための経費、また、第7弾の地域経済応援対策等商品券発行事業には一部に国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当するほか、収支の均衡を図るため財政調整基金の繰入金を充当するものです。

全員賛成で可決

どなたでも本会議を傍聴することができます。
また、議会全員協議会などの会議も傍聴できるようになりました。
皆さんの生活に寄与される政策は、議会などで諮られています。
傍聴するための予約は必要なく、当日に「氏名」や「住所」などを
受付で書くだけの簡単な手続きだけです。さあ、傍聴に行きましょう！

傍聴に
おいでよ！

第 2 回 臨 時 会

5月1日に開催されました

「令和7年第2回臨時会」では、議長および副議長、厚木愛甲環境施設組合議会議員の選出選挙、各常任委員会委員および議会運営委員会委員などを選任しました。また、専決処分の承認および人事案件を審議しました。

新しい議会議員の構成《任期:令和7年5月1日～11年4月30日》

議席番号1番 無所属  岩澤 一幸（1期）	議席番号2番 無所属  小林 大介（2期）	議席番号3番 無所属  落合 美和（2期）	議席番号4番 無所属  城所 英樹（3期）
議席番号5番 無所属  川瀬 正行（8期）	議席番号6番 無所属  笹原 和織（5期）	議席番号7番 副議長 無所属  細野 洋一（4期）	議席番号8番 議長 自由民主党  細野 賢一（3期）

常任委員会

常任委員会とは、「議案」「陳情」などが複雑多岐にわたり、本会議の限られた時間の中でこれらを十分に審議し結論を出すことが難しい場合のために、議会の予備的な機関として組織された委員会です。 ※各常任委員会には3委員のほか議長および副議長が所属し、5人で構成されます。なお、委員数は村議会委員会条例により5人以内、任期は2年と定められています。

総務文教常任委員会

所管	庶務、財務、税務、民生、衛生並びに教育に関する事務。
構成	委員長 城所 英樹、 副委員長 岩澤 一幸、 委員 小林 大介、細野 洋一（副議長）、細野 賢一（議長）

企画振興常任委員会

所管	企画、建設、産業、経済、環境並びに上下水道に関する事務。
構成	委員長 落合 美和、 副委員長 川瀬 正行、 委員 笹原 和織、細野 洋一（副議長）、細野 賢一（議長）

議会運営委員会

議会運営委員会は、「議会の日程」「会期」「議案」「一般質問の取り扱い」などを議会招集前にあらかじめ協議すると共に、さまざまな議会運営上の問題を調整し、議会を円滑かつ効率的に運営するために組織されています。 ※委員数は村議会委員会条例により4人、任期は2年と定められています。

委員長 笹原 和織、**副委員長** 城所 英樹、**委員** 川瀬 正行、岩澤 一幸

広報広聴委員会

委員長 岩澤 一幸、**副委員長** 小林 大介、**委員** 笹原 和織、落合 美和、細野 賢一（議長）

議会改革推進委員会

委員長 細野 賢一（議長）、**副委員長** 細野 洋一（副議長）、**委員** 城所 英樹（総文委員長）、落合 美和（企画振興委員長）、笹原 和織（議運委員長）

議会選出委員

清川村

厚木愛甲環境施設組合議会議員

細野 賢一

細野 洋一

村監査委員

笹原 和織

村総合計画審議会委員

細野 洋一

川瀬 正行

村行政改革推進委員会委員

細野 洋一

笹原 和織

村消防審議会委員

笹原 和織

落合 美和

村国民健康保険運営協議会委員

城所 英樹

小林 大介

村民生委員推薦会委員

笹原 和織

村ホテル等建築審議会委員

城所 英樹

細野 洋一

村土地利用推進委員会委員

川瀬 正行

落合 美和

村ふれあいセンター運営委員会委員

岩澤 一幸

城所 英樹

村簡易水道事業運営協議会委員

城所 英樹

小林 大介

村公共下水道事業運営協議会委員

城所 英樹

小林 大介

村青少年問題協議会委員

岩澤 一幸

村学校給食センター運営委員会委員

落合 美和

村介護保険運営協議会委員および地域包括支援センター運営協議会委員

笹原 和織

村交通安全対策協議会委員

落合 美和

団 体

社会福祉法人清川村社会福祉協議会評議員

笹原 和織

主要地方道伊勢原津久井線建設改良促進協議会委員

川瀬 正行

笹原 和織

村文化協会顧問（議長充て職）

※休会中

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団評議員（議長充て職）

細野 賢一

神奈川県町村情報システム共同事業組合議会議員（議長充て職）

細野 賢一

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者（議長充て職）

細野 賢一

国道246号バイパス建設促進協議会委員（議長充て職）

細野 賢一

国道246号バイパス建設促進議員連盟

細野 賢一

細野 洋一

大山丹沢山系鳥獣等問題市町村議員連絡協議会

川瀬 正行

城所 英樹

小田急多摩線延伸を促進する議員連盟

岩澤 一幸

城所 英樹

落合 美和

議案審議の結果

提出	議決日	件 名	審議結果	岩澤 一幸	小林 大介	落合 美和	城所 英樹	川瀬 正行	笹原 和織	細野 洋一
村長	5月1日	専決処分の承認を求めることについて （清川村村税条例の一部を改正する条例について）	承認	○	○	○	○	○	○	○
		専決処分の承認を求めることについて （令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号））	承認	○	○	○	○	○	○	○
		監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	除	○

※細野賢一議長は、採決に加わりません。「○」は賛成、「●」は反対、「除」は除斥を表します。

監査委員（議会選出）
監査委員（議会選出）の選任について、議会が同意を求められ、笹原和織議員の選任を同意しました。 全員賛成で同意

専決処分の承認を求めることについて（令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号））
介護保険給付費の予算に急遽不足が生じたため承認を求めるものです。 全員賛成で承認

専決処分の承認を求めることについて（清川村村税条例の一部を改正する条例について）
地方税法等の一部改正に伴い村税条例の一部を改正するため専決処分としたことについて報告および承認を求めるものです。 全員賛成で承認

専決処分・人事案件



研修会では積極的な意見交換が

村役場4階・住民センター集会室で2月10日、愛甲郡町村議会議長会が主催する「愛甲郡町村議会議員研修会」が開かれ、村議会議員、愛川町議会議員、町村事務局職員が参加しました。今回の研修会では、『対話する議会・議員』を目標としてテーマに、青森大学社会学部教授の佐藤淳氏を講師に招き、常日頃から抱える諸課題の現状認識の共有や懸念事項の確認、具体策の決定など、多岐にわたる話題について議員らが発言・討論し、各議員とも識見を広げる有意義な研修となりました。

愛甲郡町村議会議長会「議員研修会」

議員活動報告

(令和7年2月～4月)

3カ月ごとの議員活動について報告します。なお、詳しい活動内容については、各議員に直接お問い合わせください。

※「○」は出席、「●」は欠席を表します。

※その他、「定例会」「議会運営委員会」「常任委員会」「広報広聴委員会」「議会改革推進委員会」など、議員で構成される委員会などを開催しています。

※「議長」の職務のみに係る公務は、除きます。

月 日	件 名	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	山本雅彦	城所英樹	藤田義友	細野洋一
2月 5日	小田急多摩線延伸を促進する議員連盟研修会	○	○	○	●	●	○	○	○
2月10日	愛甲郡町村議会議長会・議員研修会	○	○	○	●	○	○	○	○
3月12日	緑中学校卒業式・宮ヶ瀬中学校卒業式	●	○	○	○	●	○	●	○
3月14日	清川幼稚園卒園式	●	○	※公務	●	●	○	※公務	○
3月19日	緑小学校卒業式	●	○	○	○	●	○	●	○
4月 5日	第18回宮ヶ瀬桜まつり開催セレモニー	●	○	○	○	●	○	●	○
4月 7日	緑中学校入学式	●	○	○	○	●	○	●	○
4月 8日	緑小学校入学式	●	○	○	○	●	○	●	○
4月 9日	清川幼稚園入園式	●	○	○	○	●	○	●	○
4月10日	村戦没者追悼式	●	○	○	○	●	○	●	○

次の定例会は 6月4日(予定)から

皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集室から

4月の村議会議員選挙も終わり、5月から議長をはじめ役割分担が一新されました。私、岩澤は新人として1年目となりますが、先輩議員と力を合わせ、この「きよかわ議会だより」でこれからもより良い情報の発信を目指して取り組んでいきます。皆様のご意見、ご要望をお待ちしております。さて、村では新緑も深まり、5月のゴールデンウィークでは、道の駅などでは観光客で賑わっていました。

道の駅には、村の特産品や季節の野菜などが陳列されており、清川村の魅力が詰まっています。これから、夏野菜が並ぶ季節がやってきます。とても楽しみです。

6月には、議会6月定例会が開催される予定です。どなたでも傍聴することができますので、ぜひお越しください。(岩澤)



発行／清川村議会
編集／広報広聴委員会
委員長 岩澤一幸
副委員長 小林大介
委員 笹原和織
委員 落合美和
委員 細野賢一
〒243-0195 神奈川県愛甲郡
清川村煤ヶ谷2216番地
TEL.046(288)1576
FAX.046(288)1767
【E-mail】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。